

---

## 第1回 飯南町議会臨時会会議録（第1日）

令和6年2月8日（木曜日）

---

### 議事日程（第1号）

令和6年2月8日 午前9時00分開会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名  
日 程 第 2 会期の決定  
日 程 第 3 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 程 第 4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 程 第 5 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 程 第 6 同意第1号 教育委員会の委員の任命について  
日 程 第 7 議案第1号 飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日 程 第 8 議案第2号 令和5年度飯南町一般会計補正予算（第8号）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名  
日 程 第 2 会期の決定  
日 程 第 3 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 稨 第 4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 稲 第 5 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について  
日 稲 第 6 同意第1号 教育委員会の委員の任命について  
日 稲 第 7 議案第1号 飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日 稲 第 8 議案第2号 令和5年度飯南町一般会計補正予算（第8号）
- 

### 出席議員（10名）

1番	早 橋 徹 雄	2番	伊 藤 好 晴
3番	熊 谷 兼 樹	4番	内 藤 真 一
5番	高 橋 英 次	6番	安 部 誠 也
7番	景 山 登 美 男	8番	安 部 丘
9番	平 石 玲 児	10番	戸 谷 ひ と み

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠 員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 那須和博書 記 山内孝之

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	奥田弘樹
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	那須忠巳	防災危機管理室長	田村剛
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	永井あけみ
保健福祉課長	安部農	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	建設課総括監	藤原一也
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	高木ゆかり
基幹支所長	深石尚志	代表監査委員	那須照男

---

### 欠席した職員の氏名

産業振興課長 長島淳二 福祉事務所長 門脇貴子

---

### 午前9時30分 開議

○議長（早瀬徹雄） みなさんおはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回飯南町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課、長島課長、福祉事務所、門脇所長は欠席でございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早瀬徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、安部丘議員、9番、平石玲児議員の両名を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（早瀬徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月5日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、

委員会の報告を求めます。

2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

去る2月5日午前9時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の議事日程について協議しましたので報告します。

会期は、2月8日、本日1日限りといたします。

日程であります。この後、会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行って閉会といたします。以上であります。

○議長（早瀬 徹雄） お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早瀬 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

ここで塙原町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塙原 隆昭） 議長。

○議長（早瀬 徹雄） 塙原町長。

○町長（塙原 隆昭） 番外。

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和6年第1回飯南町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはお揃いでご出席をいただき、開会の運びとなりました。ありがとうございます。

はじめに、元旦に能登半島で発生いたしました大地震に関しましては、多くの方が犠牲になられました。開会前に黙祷を行いましたが、あらためてお亡くなりになられました方に哀悼の誠を捧げ、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

発災から1か月以上が経過いたしましたが、現地の状況は、緊急復旧によって電気は少しづつ、道路は概ね繋がり、孤立集落は解消されたようですが、水道につきましては、耐震化がなされていなかったことや、また埋設物であるということで、なかなか復旧までにはまだまだ時間がかかるようであります。また、仮設住宅の建設も鋭意進められておりますが、大半は避難所での生活となっております。

復興に向けては長い道のりではありますが、との暮らしが取り戻せるよう、取り戻

せることを本当に願ってやみません。

12月定例会以降の動きについて少し報告させていただきたいと思います。

1月29日に、「国道54号改良促進期成同盟会」が設立されました。この期成同盟会は、三次から松江間の沿線市町の三次市、飯南町、雲南市、松江市の4市町での構成となっております。会員は各首長と議会議長、また県議会議員にも顧問として加わっていただきました。当日は、早樋議長にもご出席をいただいたところであります、ありがとうございました。

総会におきまして私が会長を務めることとなりました。早速、関係機関に向けての要望活動も行ったところですが、本町の生命線であります国道54号の改良促進、とりわけ優先する赤名トンネル、晴雲トンネルの改築が進むよう活動をしてまいります。

また、今週のはじめ、県の町村会の正副会長におきまして、町村分の特別交付税の要望を総務省そして県選出国会議員に行ってまいりましたが、やはり能登半島地震のこともあり、昨年度以上の配分額の確保は厳しいということでお聞きしております。

今回しっかりと要望してまいりましたので、特別の財政需要ということで、我々の要望もお聞きいただいたと思っております。

ここで本日提案いたします議案について述べさせていただきます。

本日提案いたします議案は、損害賠償に係る専決処分の報告3件、人事関係の同意案件1件と条例改正及び一般会計補正予算の議案2件であります。

人事案件の教育委員の任命につきましては、鳥田勝信委員が任期満了となります、これまでの3期12年の実績や、元教員や小学校、中学校校長経験者として現在も教壇にも立たれております。教育に対する熱意は教育委員としてふさわしく、任命の同意を求めるものであります。

議案の一般会計補正予算につきましては、物価高騰対策として低所得者世帯への給付金支給事業と、除雪に関わる追加経費を計上しております。

後ほど、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、何とぞ適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

### 日程第3 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋　徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井　あけみ） 番外。報告第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和6年2月8日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。専決第1号、専決処分書です。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年1月5日。飯南町長。

記。

1. 相手方。国土交通省中国地方整備局。

2. 損害賠償の額。金62,810円。

3. 事故の概要。令和5年8月29日午前11時50分頃、町営バス赤名吉田線の車両が飯南町野萱地内の国道、これは登坂車線になりますが、そちらを走行中に、追い越し車線のトラックが左車線に急に進入してきたためにバスの行き場が無くなり、車道左側にあります国道縁石及び視線誘導標、デリネーターといわれるものですが、こちらに接触し、バス車両と視線誘導標（デリネーター）が破損したものです。なお、乗客1名と双方の運転手にはけがはありませんでした。

次のページに、1ページ、示談書をつけておりますが、この事故につきましては、車両間の接触はありませんで、左車線を走行中のバスのみが道路の附属物であります縁石及びデリネーターに接触したもので、損害賠償の相手は国土交通省となります。

示談書では、それぞれの負担割合を定めておりまして、示談内容のところに、5番にあります共同不法行為の損害額20万9,368円について、負担割合で損害賠償を行うものです。相手方、事故発生要因となった相手方のトラックは大山町の鳥取県大山町の法人所有のもので、示談によりまして本町の負担割合は30%となりましたことから、共同不法行為の損害額の30%であります6万2,810円を、本町が負担をいたします。

2ページには、国土交通省からの請求となります負担行為命令書を付けておりますのであわせてご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋　徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

#### 日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第2号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和6年2月8日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。専決第2号、専決処分書です。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和5年12月25日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 法人。

2. 損害賠償の額。金97,768円。

3. 事故の概要。令和5年11月28日午前11時15分頃、飯南町井戸谷地内町道赤名井戸谷線において、町道管理地内にありました枯木の枝が強風により落下し、走行中車両のフロントガラスを破損したものです。運転者にけがはございませんでした。

今後も支障となる木の伐採を行いまして、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

次のページには、示談書を付けておりますのでご確認いただきたいと思います。

報告第2号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） はい。6番。

町道管理地内にあった枯れ木の枝って言いますけど、反対するもんじゃないんですけど、

街路樹とかあるわけじゃないし、多分これは、隣にある山林から倒れた木だと思いますが、民法で、第 717 条に、適切な管理を怠った結果、流木が倒れて住宅や通行人と被害を与えた場合は、所有者は被害者に対して損害賠償する責任がありますが、どの辺まで町道に対して、町が管理責任があるのかちょっと教えていただければお願ひします。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

6 番議員のご質問にお答えいたします。

どの範囲まで町の管理責任があるかというところですけども、町道上の高さ 4.5 メタ一までの範囲にあるところについては、管理する必要がございます。

このたび原因となった枯れ木につきましては、町有地内に生えてました樹木でございまして、当然ながら責任が町のほうにかかるてくるというところであります。

この原因が民地でありますと、先ほど、おっしゃられたようにですね、その所有者に責任がかかるてくるというところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

## 日程第 5 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5 、報告第 3 号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第 3 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項） 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和 6 年 2 月 8 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。専決第 3 号、専決処分書です。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基

づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年1月22日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 法人。

2. 損害賠償の額。金 60,643 円。

3. 事故の概要。令和5年12月25日午前10時49分頃、飯南町頓原地内県道吉田頓原線において、宇山浄水場への給水作業を委託しています職員が運転するダンプトラックに積載していました給水タンクの蓋の締めつけが甘かったことにより、走行中に外れて落下し、対向車線を走行していた相手方車両の右フロントバンパーに接触し破損したものです。相手方運転者にけがはございませんでした。

今後も確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと思います。

次ページには示談書をつけておりますので、ご確認いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

事故の内容はわかりましたが、この説明の中に給水作業を委託している職員とあります  
が、どのような身分の職員の方ですか。本町の職員の方でしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員の質問にお答えいたします。この職員は、町が町道管理等ですね、年間を通じて維持作業等を委託しております職員の方でございます。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 日程第6 同意第1号 教育委員会の委員の任命について

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、同意第1号、教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。同意第1号について説明します。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町上来島110番地。氏名、烏田勝信。生年月日、昭和26年1月17日。令和6年2月8日 提出。飯南町長。でございます。

次のページをお願い致します。選任しようとする委員の略歴です。烏田勝信さん。男性。73歳です。学歴、職歴については記載のとおりです。

任期は、令和6年2月11日から令和10年2月10日までの4年間です。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。これで、討論を終わります。

これより、同意第1号、教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第7 議案第1号 飯南町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、議案第1号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第1号について説明します。

飯南町手数料条例（平成17年飯南町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月8日 提出。飯南町長。

1ページより改正分をつけておりますが、読み上げを省略し、6ページの説明資料にて説明します。

まず、最初に1. 提案理由です。戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要ですが、次の3つの項目の手数料について定めるものです。

まず1つ目が戸籍・除籍謄本等の交付についてですが、法改正に伴いまして、3月からは、本籍地以外の市町村窓口での戸籍謄本等の交付事務が追加されました。この広域交付と呼ばれる戸籍事務については、手数料の改定はなく、これまでと同額の手数料を改めて定めるものです。

この交付事務によりまして、現在は本籍地に郵送または出向いて戸籍の交付を受ける必要がありましたら、電子化された戸籍につきましては、住所地の市町村窓口等で交付が可能となり、利便性が向上することとなります。

続きまして2つ目です。戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務ですが、こちらも法改正に伴う新しい戸籍事務となります。政令に準じて手数料を定めるものです。この電子証明書提供用識別符号ですが、今後のデジタル化社会に対応していくために、オンライン申請時等におきまして、戸籍謄本等の紙媒体の書類添付を不要とするものです。例えば、パスポート申請におきまして、申請者が識別符号を入力して申請すると、パスポート発行機関が戸籍のシステムサーバーによりまして、識別符号から戸籍電子証明書をダウンロードして内容確認が可能となると、そういうものになります。

新規に定める手数料については、戸籍が400円、除籍が700円であり、識別符号と同時に、同一内容の戸籍謄本、除籍謄本等を交付した場合を除いて手数料を徴収します。

続きまして3つ目です。届書等情報内容証明書の交付等についてですが、戸籍の届出書等の受付の電子化に伴うものであります、電子化された届書等情報の証明書交付事務、閲覧事務が戸籍事務として追加されましたが、手数料の改定はありません。

3. 施行期日は、令和6年3月1日となっております。

7ページからは新旧対照表をつけていますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第1号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第2号 令和5年度飯南町一般会計補正予算（第8号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、議案第2号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第2号について説明します。

令和5年度飯南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,434万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ79億9,161万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月8日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。

款、地方交付税。既決額に2,027万円を追加し、40億1,844万9千円。

款、国庫支出金。既決額に2,407万5千円を追加し、7億8,377万3千円。

歳入合計。既決額に4,434万5千円を追加し、79億9,161万2千円。

続いて歳出です。

款、民生費。既決額に2,407万5千円を追加し、15億3,114万円。

款、土木費。既決額に2,027万円を追加し、6億8,170万6千円。

歳出合計。既決額に4,434万5千円を追加し、79億9,161万2千円。

ページをおめくりください。3ページ。第2表、繰越明許費補正の追加です。

款、民生費、項、社会福祉費。事業名、低所得者支援事業。金額700万円。これは、低所得者に対する給付金につきまして、対象者からの申請が遅れ年度を越えて支給する可能性もあることから繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須忠巳） 議長。

○議長（早樋徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須忠巳） はい、番外。

4ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、1. 総括。5ページです。

歳入のほうは説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

本補正は、いずれも交付金を充てておりますけども、これは一般財源として取扱いますので、結果としては全て一般財源4,434万5千円となります。

ページめくっていただきまして、2. 歳入です。6ページ。先ほど申し上げました一般財源化される交付金の内訳であります。

款、項、目ともに地方交付税。地方交付税をもって除雪の補正の財源としています。冒頭の町長の挨拶ありましたように、今後除雪による特別需要の追加申請を行いたいと思っております。

次、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金。こちら後ほど説明します低所得者世帯向けへの10万円給付ほかの事業に充てる10分の10交付金であり

ます。歳入の説明については以上です。

○議長（早樋　徹雄） 次に、歳出について関係課長から説明を求めます。

○住民課長（永井　あけみ） 議長。

○議長（早樋　徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井　あけみ） 番外。それでは歳出、説明します。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。低所得者支援事業につきましては、物価高騰対策として、国の事業として低所得者支援給付金事業が開始されることに伴います増額です。

この事業は2つの給付金からなっておりますが、1つ目が、令和5年度の住民税が均等割のみの課税世帯に対する給付金1世帯当たり10万円について、本町においては既に課税状況が把握しておりますことから、180世帯分を計上しております。

それから均等割課税世帯に対するものと、福祉事務所で実施しました非課税世帯、住民税非課税世帯への合わせてこの2つの世帯に対するこども加算分というのがこのたびの事業で加わりまして、非課税世帯分のこども加算分が80名分、それから均等割課税世帯分のこども加算分が30名分、1人当たり5万円を計上しております。

このたびのこの事業につきましては、国の施策によるものですので、全額国費となっております。

○建設課長（森山　篤） 番外。

続いて款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業については、委託料当初予算で1,200時間分、平日全線の4.5日分を予算計上しておりましたが、12月から1月において延べ950時間出動したことから、今後の除雪予算が不足する見込みとなったため、今後の除雪に備えまして900時間分、平日全線換算で3.5日分ですが、こちらの委託料及び燃料費について増額補正を行うものです。

議案第2号の説明は以上です。

○議長（早樋　徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋　徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋　徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第2号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（早樋 徹雄） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、提案いたしました議案全てにつきまして、ご同意ご議決をいただきまして誠にありがとうございました。

立春は過ぎましたが、まだまだ寒い日も続きます。議員各位にはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） これで令和6年第1回飯南町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

なお、全員協議会、この後予定しておりますけれども、10時からの開会といたします。

---

午前9時37分　閉会

---